

平成28年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 平成28年9月14日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君				

《傍聴議員》

第11番 師岡 伸公君（議会選出監査委員）、第12番 須崎 眞君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主事 原島 賢一君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	栃元 誠君	企画財政課長	若菜 伸一君
若者定住化対策室長	山宮 忠仁君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	天野 成浩君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	原島 滋隆君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	原島 政行君	教 育 課 長	守屋 吉彦君
病院事務長	河村 光春君		

平成 28 年第 3 回奥多摩町議会定例会

決算特別委員会議事日程[第 2 日]

平成 28 年 9 月 14 日

午前 10 時 00 分 開議

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	---	委員長開議宣告	---
2	認定第 1 号	平成 27 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
3	認定第 2 号	平成 27 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
4	認定第 3 号	平成 27 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
5	認定第 4 号	平成 27 年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
6	認定第 5 号	平成 27 年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
7	認定第 6 号	平成 27 年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
8	認定第 7 号	平成 27 年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの
9	認定第 8 号	平成 27 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案のとおり認定すべきもの

(午前 11 時 53 分 閉会)

午前 10 時 00 分 開議

○委員長（原島 幸次君） 皆さん、おはようございます。これより、決算特別委員会を再開します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日は、昨日に引き続き、認定第 1 号平成 27 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

それでは、歳出の款 06 農林水産業費、款 07 商工費、款 08 土木費についての質疑を行います。

質疑のある議員は、挙手願います。

3 番澤本幹男委員。

○3 番（澤本 幹男君） 3 番澤本です。木質バイオマス推進事業についてちょっとお聞きします。

ページが 85 ページにあります。

ちょっと教えていただきたいんですけど、バイオマスの集積所運営管理業務委託とその下の木質バイオマスチップの製造委託、地域通貨換金事業業務委託と、この内容をどういう業務か教えていただきたいのが 1 点ですね。

それと、ここには、委託料が 332 万 3,000 円と、支出が 50 万 9,942 円と、不用額が 281 万 3,058 円ということになっております。昨年度は、これが 127 万 2,000 円と、支出が 42 万 5,719 円、不用額が 84 万 6,281 円となっております。今年の予算では、28 年度は 425 万 4,000 円になっておりますので、今年の、半年とありますけどね、見込みはどんなものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、ちょっと前に戻って 25 ページぐらいになると、これ入りの方ですけど、この木質バイオマスチップ売り払い収入 18 万 432 円、これが結局去年の、変な言い方ですけど、86 ページの 50 万 9,420 円をかけて 18 万 432 円になったという解釈でよろしいのか。

町は一生懸命ね、広報でいろいろ呼びかけております、間伐材の買い求めってことで、事業報告書を見ますと、294 ページですか、地域通貨の取り扱いが 36 事業所、木材の搬出登録者 11 名ということで、ここが少ないからこういう状況になっているのかどうかわかりませんが、いろいろ問題があるのか、都や国の問題なのか、ルールや搬出上のいろいろな問題があるのかわかりません。ぜひ、29 年度もこの委託料もちょっと増やしていただいて、ぜひ木質バイオマス事業というものをもっと推進をしていただければありがたいと思います。そうすればね、木材の搬出者も増えるでしょうし、地域通貨もね、流通も増えるんじゃないかと思えますので、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○委員長（原島 幸次君） 大変申しわけありませんが、歳出の質問だけでお願いしたいと思っておりますので、よろしく願います。

観光産業課長。

○観光産業課長(原島 滋隆君) 3番澤本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、木質バイオマスの推進事業についての経過のお話からちょっとさせていただきたいと思います。

公益財団法人の東京都農林水産振興財団が東京都下水道局の流域下水道の処理場、こちらで発生します、汚泥の焼却の際の補助燃料として木質チップを使うということで、このために平成21年度、東京都森林組合の奥多摩事業所、旧の奥多摩町森林組合の事務所の隣に、木質チップ生産工場を整備、稼働させております。費用につきましては、2億2,000万円程度かかっているというふうに伺っております。この施設につきましては、汚泥の焼却用の施設というふうにはなっておりますが、町の事業でも利用させていただきたいということでご理解をいただきまして、もえぎの湯のチップボイラー導入に当たって使わせていただくことになりまして、平成23年度に、東京都環境局の10分の10の補助で、もえぎの湯に木質チップのボイラーを導入をしております。工事費用につきましては、およそ1億2,000万円程度かかっております。10分の10の補助となっております。こちらにつきましては当初、その燃料となりますチップにつきましては、花粉症発生源対策事業の1つの主伐事業というのが、よく御岳の対岸とかばっさり切っている場所があると思うんですが、あそこで普通の用材にならないようなものをチップ化して、それを下水道局に売るということをやっております、その一部を町でも、もえぎの湯で買わせていただきましたが、これを町内の木材で賄っていかうということで、25年度に木材の買い取り制度を導入をしたところです。内容としましては、登録した所有者やボランティア団体が1立米出荷しますと、所有者の場合ですと、原則地域通貨、奥という名前を使っておりますが、これが3,000円、そして、現金で3,000円、合わせて6,000円を交付しまして、ボランティア団体等の場合につきましては、地域通貨のみ3,000円を交付するという事業になってございます。

そしてご質問の各委託事業の内容についてですけれども、初めに木質バイオマス集積所運営管理業務委託、こちらにつきましては、議員からお話がありました、搬出登録11団体等から集積所、これは森林組合の土場の一部をお借りをしておりますが、ここへ持ち込んでいただくことになっておりますので、持ち込んだ木材の検量、何立米あるのかということとを測っていただく業務。それからその際に、その量に応じて地域通貨現金を交付しますので、そういった交付の業務。こちらを株式会社東京・森と市庭という会社になりますが、事務所につきましては小丹波の旧木の家、こちらの方に今事務所をもっていますが、そちらに委託をお願いしております。27年度の業務としましては、実際に買い取った日は6日間ということで、委託費はここに書いてあるように19万2,672円ですが、うち、所有者が出した分が15.4立米ございますので、現金交付として、4万6,000円、それ以外の費用を買い取り等の人件費で14万6,672円というような内訳となっております。

次に木質バイオマスチップ製造委託でございますが、この土場の方で買い取った木材をチップにさせていただく作業ということで、こちらにつきましてはチップパーをもっており

ます東京都農林水産振興財団の方に委託をしております。チップ化したのは、37.13立米、チップとしまして100.24立米ということで、買い取ったものとの差9.77立米につきましては、年度末買い取りということになっていましたものですから、チップ化できたのは27年度でございますので、ごめんなさい、28年度になりますので、こちらにつきましては28年度の決算の方に来年度出てくることとなります。

そして、もう1つの地域通貨の換金業務ですが、買い取った際に地域通貨奥というものを発行しております、これが全部で500円券、500奥という単位になっておりますが、これを280枚発行しております。こちらを町内の登録店36店舗で利用された場合、その利用された店舗が、持ち込んで現金に換金する業務ということで、こちらにつきましては、一般社団法人奥多摩観光協会へ委託をしているところです。

それから、量が少ないということと問題点等についてでございますけれども、まず現在利用しているチップ、チップパーは非常に大型のものでございまして、直径30センチの丸太までそのまま投入することができるという非常に大型の機械で、ベルトコンベヤー、これは鉄のつめがついているコンベヤーですが、こちらで機械で投入するという形になっております。機械につきましてはグラップルという、バックホーの先にアーム、つかむものがついた機械なんです、人力では投入できないということで、それを使っている関係で、この機械に投入できる木の長さというのが2メートル以上というふうになっております。そして、実際に運ばれてくる木材ですけれども、奥多摩の場合ですと、拡大造林時代に植えられた木が非常に多いことから、40年生から50年生ぐらいの木が中心になってくるんですが、昨年度の平均ですと大体、二十二、三センチの直径がある木でございます。これ仮に2メートルというふうに一番短いものでありましても、生の木ですと重量が80キロ程度になってしまうということから所有者が、実際に手で持ち出すというのは非常に困難な状況となっております。

また登録しているボランティア団体等には、お声をかけているんですが、クレーン等で運び出すことが一番楽な方法なんです、こちらについても持っている方がクレーンの免許という意味ですが、持っている方がなかなか少なく、またボランティア団体ということで、実際に活動できる日数というのも仕事でやってないということでその余暇の中の一環なので、なかなか日数も稼げないということで、昨年度、講習委託も入れていたんですが、こちら日本クレーン協会というところで免許のための講習をやっていただくんですが、講義が3日、実技が2日、合わせて5日間ということでこれを連続でということをやられまして、連続でなかなか5日間フルにそれに参加していただけないというのができなかったものですから、現在も日数を単位時間だけ取ればいいはずですので、日数を減らして1日の時間を長くする、あるいは講義と実技を別々の週に行っていただくとかそういうようなことを今、協議をしているところですが、そんな形で昨年はできていないということです。

それから、今年度の見込みについてでございますけれども、現在、見込みとしましては、85立米、昨年度の倍ぐらいですが、これでいいということではなくて現在、見込みとして

はその程度というふうになっておりますが、これからさらに、この事業、議員からもお話がありましたとおり推進をしていかなければいけないというのは重々承知しておりますので、これからも声かけをしていこうということで、今登録してないボランティア団体さん、例えば、鳩ノ巣協議会というところで幾つかの3つのボランティア団体が1つになって事業をやっているんですけども、こちらにも直接お声をかけて、ぜひ町の事業に参加してほしいというお話もさせていただいております。

今後、この事業はまだ進みが悪いというような、非常に町側としても観光産業課の方にも責任はあると思っておりますので、これからさらに直接声をかけるとか、PRも、広報だけではなくてほかの方法も考えながらやっていきたいと思っております。

また、この重さ等の制度については、今後、来月早々にこの人たちを1回集まっていたいて、今の問題点、どうすれば出るかというのも話し合うことで今調整をしておりますので、その辺で出てきたことを踏まえて、また制度改正が必要であればその辺も検討しながら進めていきたいと思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

5番小峰陽一委員。

○5番（小峰 陽一君） すいません、今のバイオの関係で、関連ですね。今のところ、用途としてはもえぎのボイラーしかないですよ。これ100%稼働をしているんですかね。そこら辺をちょっと、教えてください。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番小峰委員のバイオマス、もえぎの湯のチップボイラーの稼働状況でございますけれども、稼働につきましては通年で行っております。ただし、年間に必要なもえぎの湯のボイラーの原木量としましては、600立米程度が必要ということになりますので、現在50立米弱の状況ですとまだ、この買い取り制度で実際に運んで燃料化しているのは1割に満たない状況ということになっておりますので、先ほど3番澤本委員にもお話させていただきましたが、引き続き努力を重ねて行きながら、少しでもこの率を毎年上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

6番石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番石田でございます。79ページの日、農業振興費で、当年度は約2,755万円支出されたということですが、この中身を見ますと、農業の振興ということで治助芋とかワサビ、鹿肉、わらび等の農産物の振興などの費用ということですが、先日、8月31日から9月2日に、河津町と伊豆の方にワサビの視察に行きまして、そのときの伊豆農業研究センターのワサビ課というところの係長の西島さんから、いろいろちょっと話を伺いましたら、やはり、ワサビに関しましては、苗の品質とかの改良が大事だっというようなお話がございました。先日、議会の方でも、奥多摩でもワサビの苗の育成を図るというようなお話もございましたけれども、ワサビの苗の栽培というのは

かなり重要だと思いますので、現況どうなっているかっていうことで、今後はどうなるかってことをわかる範囲内で結構ですので、お伺いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 6番石田委員のワサビの関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ワサビの生産につきましては、昨日、お話しさせていただいたとおり、現状、昨年度は、根ワサビと葉ワサビを合わせまして、41.5トンの生産ということで、500キロではございますが上がってきているというようなことと、それから、ワサビ塾というのをやっておりますが、これは引き続き、現在ですと12期生、27年度ですと11期生で、6名の方に受講いただいて、今年度10月には、この講習を修了されるというような予定になっております。後継者の育成が1番重要なことですので、こういったワサビ塾を出た方が、実際にワサビ田で生産を行える体制をつくれということは、町長の方からも言われておまして、28年度予算でございますけれども、まずはワサビの、今、利用されていないワサビ田の調査を行って、それを貸し出しができる体制をとるということ、それから議員からお話がありました、苗についてでございますけれども、実生から取った苗と現在、メリクロンという成長点培養という方法で取った苗の2種類があります。で、製品として高く売れるのはメリクロンの方ですが、苗も高く、また、栽培方法も難しいという難点もあります。そして、伊豆においてもこの苗を生産する方が、年々減少してきているというようなことから、組合の方から、ワサビの苗が手に入りにくいというようなお話もありました関係で、やはり28年度予算ですけれども、苗の購入の補助とそれから自前で苗を、町内で生産していこうということで、ワサビの苗の施設の設置の補助というのを設けさせていただきまして、現在、ワサビ組合とお話をさせていただきながら、利用をしていくという方針でございます。

またそれ以外には、獣害の問題それから通作、通う問題という2点がございまして、こちらにつきましては、かなり以前から、ワサビ田用モノレールの設置の補助、そして獣害対策としては、周囲をネット柵で囲う補助というのをずっとやってきておりますので、こちらについては、その必要性がなくなるまで継続的にやっていく考え方で現在、事業を進めているところです。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

8番高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 78ページをお願いします。

一番下のところなんです、簡易給水施設管理費ですね。金額についてというよりもまだ簡易水道の方は都営水道になってないということなんですけれども、できれば、都営でね、管理していただければありがたいと思っています。その目途があるかどうか。可能性があるかどうかですね。その辺についてお答えください。

○委員長（原島 幸次君） 企画財政課長。

○企画財政課長(若菜 伸一君) 8番高橋委員のご質問にお答えをさせていただきます。

私、平成20年、21年と2カ年でございますけれども、都営水道一元化の担当主幹ということで当時、一元化に関してまいりましたので、その立場で回答させていただきます。

まず、この施設の運用費にありますけれども、これは、その当時、山村振興事業という事業がございまして、農業関係の国都補助金を活用して、この施設を整備をしてきたということでこの科目に含まれているということでございます。

そのため、町の水道だった時代も町営水道と切り離して、給水区域外に設定をしていたという状況でございました。平成20年の一元化の事務作業をしていく中で、この簡水、正確には飲雑用水と申しますけれども、この部分を取り入れるとなると、一元化の目標年度は22年と目標がございまして、その2カ年でやるには、ちょっと限られた時間の中でやるには難しいという判断でございました。

東京都では、そんなことでここを切り離して考えるという方針のもとに当時やりました。現在は、都営水道一元化に、町営水道の部分はなっておりますけれども、この飲雑用水の簡水、5簡水については、水道事業ってのは水道法に基づいてやってるわけですが、給水区域というのは決められておまして、給水区域外には給水することは一切できないという前提がございまして、当時、町の水道だった時も給水区域外でございましたのでそのまま一元化しておりますので、峰奥含めて5簡水の区域っていうのは都営水道の給水区域外になっております。じゃあ、この区域を変更すればいいじゃないかというお話になるわけでございますけれども、町の第5期長期総合計画の第2章の、やさしさ、ふれあい、人と自然と、この中には上下水道の施設の整備というところで簡易給水施設の都営水道一元化の促進という項目をうたっております。これに基づいて我々も今後、一元化に向けて、また新たな作業を進めていかなければいけないと考えておりますのでよろしくお願いしたいと存じます。

○委員長(原島 幸次君) ほかに質疑はありませんか。

10番村木征一委員。

○10番(村木 征一君) 10番村木でございます。1点教えていただきたいと思うんですけども、83ページの松枯れ防止のために、毎年、樹幹注入の作業をやっておりますけれども、まあ至るところにアカマツの立ち枯れが目につくわけですが、その効果というんでしょうか、どんなものかちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長(原島 幸次君) 観光産業課長。

○観光産業課長(原島 滋隆君) 10番村木委員の松くい虫関係の駆除の考え方等について、ご説明をさせていただきます。

現在、町の方で実施しております事業につきましては、委員がおっしゃったように、83ページにございます、松くい虫駆除対策事業費の中の樹幹注入という事業になります。この事業につきましては、その前に、松枯れのメカニズムといいますか、なぜ枯れていくのかというのを先にご説明をさせていただきたいと思いますが、マツノマダラカミキリとい

うカミキリムシの中に線虫で、マツノザイセンチュウという線虫が宿っております。そして、マツノマダラカミキリが、松の枝等をかんだときに、カミキリムシの中から出てきて中に入ると。そこで、増殖を繰り返して、水を吸い上げる管を全部詰まらせて行って、結果枯れてしまうというのが、これが、松枯れの病気で、これは病虫害の防除法の対象になっている病気でございます。これについては、現在行っているのは、景勝地等の保全すべき松林、こういったものが東京都と町の方で定めておりまして、奥多摩湖周辺ですとか登計の愛宕山周辺、それら約 400 立米材積であるんですけども、こちらにつきまして、予防接種的に木に穴をあけて、薬を注入し、虫が入ってきたときにその虫を殺してしまうという薬を木の中に入れる。効果が間 3 年はもつということですので、4 年周期で一回りということになりますんで毎年 100 立米ずつ、定期的に周期をもってやっているということになります。

効果につきましては、周囲の松は非常に枯れている部分が多いかと思っておりますけれども、この樹幹注入をやっている部分につきましては、枯れるのは本当に 1 本とか 2 本、これは虫によるものではなくて、その寿命であったりほかの要因だということになりますけれども、ということから非常に効果はありますが、100 立米でこの金額になりますので、全町的にこの事業で松を保全していくというのは不可能な関係で、この保全すべき松林のエリアを決めて事業を実施しているというところでございます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

5 番小峰陽一委員。

○5 番（小峰 陽一君） 小峰です。先ほどの簡易水道の関係で、ちょっとお尋ねしたいんですけど、施設ができてもう 40 年近くたつ設備ばかりですよ。ここら辺の維持を、一元化できるまで維持していくというのは大変だと思うんですけど、そこら辺を当然しっかりと維持をしていっていただきたいと思っておりますし、水質の検査の内容、一覧表があるんですけど、当然でしょうけど、要するに、不良品は出てないということだと思うんですけど、そこら辺の確認をさせていただきたいなど。

それから、78 ページの狩猟免許の取得補助は 1 名いますけど、どんな内容で補助されたのかということと、それから、79 ページにいら畑放牧地借地料と出てくるんですけど、これの内容がわかりましたらちょっと教えてもらいたいなど。

○委員長（原島 幸次君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 5 番小峰陽一委員の質問にお答えします。

簡易給水施設の維持管理につきましては、現在、5 地区、安寺沢、農指、奥、峰、栃寄でございます。その中で業者委託を 4 カ所、あとは水道組合にお願いして委託をしているわけでございます。また今現在、建築後 40 年過ぎていきますので、老朽化や不具合な部分があって、今回の補正でも、工事費の補正をさせていただいておりますが、今後、今現在の、ここで台風がかなり多く来ております。その中でどうしても表流水をとっておりますので、

止水栓に土石が堆積してしまい閉塞することが多く見受けられるのですが、これにつきましては直営で対応しているところでございます。

また、そのほかにつきましては、管理業務委託をお願いして随時、年間を通して維持管理に努めているところでございます。

また、水質検査につきましては、水道法に定められた毎日水質検査、原水検査、上水検査を実施して、安定供給に努めているところでございます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 5番小峰委員の2点目、3点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、狩猟免許の取得補助についてでございますけれども、奥多摩町有害鳥獣捕獲隊員の狩猟免許等取得費用に対する補助金交付要綱というものを定めておりまして、これに基づいて補助しているところですが、その内容につきましては、控除をするものを先に申し上げた方がわかりやすいかなと思いますので、対象とならないものにつきましては、実際の銃、弾丸、それから銃と弾丸をしまうロッカー、直接的なこの部分については補助の対象外ということで、逆にそれ以外につきましては、全額を補助するということになっております。内容としましては、まず、取得に当たりましては、専門医の診断が必要になってきますので、この診断料、それから、新規取得に当たっての講習会、それから火薬を使いますので火薬の関係の講習会と許可申請、それから射撃の教習がありますので射撃教習、それから銃を保持するための許可申請、実際に銃を所持し、やるための免許の試験費用、そして狩猟者としての登録手数料と、あとは、ご質問いただきました保険の関係含めて、奥多摩猟友会に入りますと、東京都猟友会と言いますか、東京都支部という形になるんですが、そちらに自動的に加入することとなり、大もとでございます大日本猟友会、この3つに同時に入ります。この中に保険、ハンター保険の費用も含めて、総額で1万6,000円となっておりますので、これらを含めまして、要綱上ですと、上限を12万円というふうにしております。こちらについては、かかった費用の実費についてお支払いをしているということで、27年度につきましては、決算書にございますように11万9,950円が必要であったということで、この金額をお支払いしているところです。なお、27年度につきましては、町外の女性の方1名が取得し、26年度につきましては同じく町外の男性の方が1名取得し、計2名が猟友会に新たに加わって、駆除に参加していただいております。

それから、免許とは直接関係ないですが、狩猟のこの猟友会に入っていただくためにはまず、猟友会長といろいろお話をしていただき実際現場等を見ていただいて、実際に自分としてできるのかどうかということもしっかり確認をしていただいた上で申請をしていただくことになっておりますので、そういったプロセスを踏まえた上で、交付をしているということでございます。

そして、3点目のいら畑の放牧場の借地ですが、これは以前、峰谷地域の振興というこ

とで、羊、昔あの、白いコリデールという羊ではなくて、食肉用としてサホークという黒い顔の羊、これを振興しておりました。その羊の放牧場として、峰地区の人家より上の部分の2カ所について、放牧場として使っていましたが、そちらの、4,014 坪、こちらをお借りをしておりましてその年間の借地料ということで、今は羊がいなくなっておりますが、28 年度当初予算の時にご説明をさせていただきましてご承認をいただきましたワラビ園、こちらの場所ということで現在開墾を終わって、ワラビの植えつけについては適期が、2 月から3月という寒い時期ということですので、そこに向けて植えつけの準備に入っているということで、今後、3 年程度、全体にこう、ワラビが生えてくるには時間がかかるといのは、本等には書いてございますが、その程度の時間をかけて、しっかりと作り込んだ上で、それを特産物として振興していきたいということでお借りをしている場所でございます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

8 番高橋邦男委員。

○8 番（高橋 邦男君） 高橋邦男です。90 ページ、お願いします。

観光施設維持管理費のその中で、観光トイレ清掃委託、約 694 万余りですけどね、このトイレについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

今年、大沢の駐車場にトイレの新設、それから、JR の3つの駅ですか、トイレの改修ということを用意していると思います。また町長からも、日本一きれいなトイレを目指すんだというような強いお話がありました。自分も一般質問等でも、そのトイレについての質問もさせていただいて、やはり、きれいなトイレ、気持ちよいトイレこそ、やはり、お客さんを迎える第一のおもてなしかなというふうに思っています。

ただ、いかんせん大きな財源が必要であり、何カ所も数多いトイレがあるわけですから、なかなかそのお金、財源と、それから、年数がかかるということはわかっています。それで、4 年後に東京オリンピックがあるわけですけども、そこまではちょっと難しいかなと自分も思っています。せめて、第5期長期総合計画が終わる、平成36年度だと思っておりますけど、その辺までにはどうにか日本一きれいなトイレができるのかなという希望をもっているんですけど、町として何か具体的な計画、目途というんですかね、そういうものがもしあればお聞かせください。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 8 番高橋委員の観光用公衆トイレの今後の整備計画等についてということのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現在 40 カ所のトイレを昨年度、氷川駐車場トイレを皮切りに、今年度につきましては、駅の周辺等をやっていきながらということで、一昨年になりますが、奥多摩町観光用公衆トイレ整備維持管理指針というのを定めまして、こちらに基づいて整備の方はしていくということになっております。ご質問いただきました、木村圭議員の時にもお答えをさせて

いただいておりますけれども、駅等の主要な場所、利用頻度の高い場所、こういったところから計画的に逐次毎年度10カ所程度行いたいという考えでやっているところですが、議員がおっしゃるように、非常に大きなお金も必要になってきます。現在、観光部の補助金、これ2分の1の補助で、補助額限度額は1,000万円、事業費としてはですから2,000万円ということになりますが、これを利用しているところですが、これだけではなかなかいき切らない部分もありますので、この辺は東京都等へ要望しながら、1年でも早く全部ができるように、また主要な部分については、オリンピック前までにできるように引き続き努力をしていきますのでご理解の方お願いいたします。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

6番石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番石田でございます。91ページの、観光施設整備事業費の中に、氷川キャンプ場の排水設備等接続工事が3,164万円4,000円支出されておりますけれども、以前ちょっとご説明いただいたと思うんですけど、金額が大きいので、この内容についてちょっと教えていただければなと思います。お願いします。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 6番石田委員の氷川キャンプ場の排水設備の工事内容ということになっておりますが、こちらにつきましては、公共下水道の供用開始に伴いまして、これまで浄化槽等で処理していました排水関係を、下水道に接続するための費用というふうになっておりますが、一般家庭と違いまして、非常に広大なエリアに、ケビンですとか炊事場、トイレが点在しているというようなことから、それらの配管が非常にたくさんいるということ、さらに道路より下側にあるということは、下水道管よりも下になっておりますので、ポンプ設備等も必要になってくるということ、それに伴って電気設備も必要になってくるということで、このような大きな金額が必要になってくるということでございます。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、款06 農林水産業費、款07 商工費、款08 土木費の質疑を終結します。

次に、款09 消防費、款10 教育費、款11 災害復旧費、款12 公債費、款13 諸支出金、款14 予備費についての質疑を行います。

質疑ある方はお願いします。

宮野委員。

○7番（宮野 亨君） 101ページ、委託料のところの土砂災害ハザードマップ作成業務委託ですか、今回新しいのが配られて、すごく見やすくなって、また、しっかりした紙質っていうか紙なので、長く保存できるんじゃないかと思って、これ、毎年じゃないです

よね、発行するの。これ、何年に一度また、いろいろ国の方の政策等で変更等があれば新しいのをプリントするのか、その辺のところをちょっと聞かせていただきたいと思います。よろしくをお願いします

○委員長（原島 幸次君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 7番宮野委員のご質問にお答えいたします。

ここで、ハザードマップ、今、委員から言われたものを各ご家庭に配布いたしまして、それを利用して、今後の防災等それぞれの家の方で、いろいろと個人的にも対策を立てていただきたいというような部分でお配りをしたものでございます。

このハザードマップ、何年ごとにとということではなくて、もしその地域によって今、土砂災害の警戒区域とかそういう部分が示したものを配付してございますけども、そういうところが変更になった時、また地図以外にも、ほかに、避難の関係の部分、大雨警報が発令されたら町の方はどういう動きをするので、住民の皆様はどういう形で避難してくださいとか、そういう部分を今お示ししておりますけども、そういう部分でまた国の方で指針が変わったり、また町の防災会議、地域防災計画を定めている、そこら辺の変更等ある場合に、その会議の中でこう検討していただくんですけども、そのご検討いただいた中で、改修、その今お配りしたものの中を大幅に変える必要が出てきた段階、その段階では新たに配布をしようということになろうと思いますけど、今のところ何年後にという具体的な計画はございませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑ありませんか。

4番清水明委員。

○4番（清水 明君） 4番清水でございます。支出の115ページですね。

文化財保護費の中で19負担金補助、その備考欄に、指定文化財等の整備事業補助金というのが248万6,000円ございます。この辺について内容を教えていただきたいのと、ちょっとこの関連で調べておりましたら、先日、一般質問の方で、海沢の滝の、あの滝の関係ですが、指定文化財になっておりますので、もしかすると上手に使えるのかなということで、これは情報提供ということで、よろしくをお願いします。

○委員長（原島 幸次君） 教育課長。

○教育課長（守屋 吉彦君） 4番清水議員のご質問にお答えいたします。

この指定文化財等の整備事業補助金につきましては、奥多摩町文化財保護条例の規定によりまして、文化財の保存もしくは活用に関し、修繕また衣装整備等について文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により補助金を交付しているものでございます。

今ちょっとお話がありましたが、国または都指定の文化財については、通常は、東京都から70%から80%の補助金を受けまして、残りを町と所有者で2分の1ずつ負担をしているというものです。また町指定のものについては、町と所有者で50%ずつの負担ということになっております。平成27年度につきましては、この中で、都指定であります海沢の神楽殿の改修工事、また町指定であります海沢の獅子舞の獅子頭の整備、それから、日原の一

石山神社の獅子舞の衣装整備ということで、3事業を行っております。

以上でございます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、款 09 消防費以下款 14 予備費までの質疑並びに認定第1号の歳入、歳出項目別全ての質疑を終結します。

これより認定第1号の総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番小峰陽一委員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。2億2,700万からの不用額が出たわけですけど、この取り扱ってのは、どういうふうに扱われるんですか。ちょっとそこら辺が、わからないので教えていただきたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 昨日も、ちょっとお話が出ましたけれども、各事業を全て、議会の議決をいただき事務事業を全て執行しました。その上で、業者が値引きを努力をしていただいたり、また入札で価格が落ちたり、また、予定していた国・都の補助金が、予定より来たとか一般財源を福祉の保険料等に、その繰り出しをして、その結果、不用額が出たと。いろんな不用額の集まったものが、この繰越金でございます。この繰越金につきましては、最終的には基金、各種基金に積ませていただいたり、また基金を用意していたものをまた戻したり、そして、さらには、28年度にかかる住民皆さんの福祉や教育、こういったものの原資に当てるといってのもでございますので、これは、無駄に残したものではありませんので、ぜひ、この繰越金につきましては、次年度以降に有効に、町の原資として使ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） ちょっと原則論になると思うんですね。一般的に、予算を組む時に歳入については過不足があっても、補正予算をしなくても歳入できます。しかし、歳出については、議会の議決が得ないと、支出をすることができません。その中で特に人件費については、冒頭で、条文によって枠がはめられております。人件費は絶対だめですよという枠がはめられております。それから、人件費以外については、目内の流用は、これは認められております。ですから、目内の中の流用は、こないだ流用の話が出ましたけれども、それは認められております。

それから、そういう意味でもう1つは、この不用額っていうのは、皆さんにわかりにくいんですね。これが前の共産党の議員からも再三言われて、私の方から答弁しているんですけども、不用額、この様式が地方自治法で全部定められております。従って、不用額という言葉を使っておりますけれども、一般的に不用額を使うと、要らない金額が残った

んじゃないかというね、これは1番の木村圭議員から、何で要らないものを最初からきちっと見積もりしないんだというご質問がありましたけれども、先ほど申し上げましたように、支出の予定をあらかじめ議決をしないと執行できなくなっちゃうんです。したがって、一定の計画による支出に関しては、きちっと予算を議決をしていただいて、それを支出をすると。したがって、計画としては100%やった結果、そのお金が残として残ったんだよというふうに理解いただきたいと思います。残として残った部分は、財政運営上は、翌年以降に繰り越しをします。従って、2億2,000万は、翌年に繰り越して28年度予算を見ていただきますと、繰越金と2億2,000万が一致をいたします。

その中でもう1つは、地方自治法上、2億2,000万繰り越しをした部分に関しては、その2分の1を将来の財政運営上必要とするので、きちっと財政運営基金に積み立てなさいということになっております。これも法律上決められた約束事であります。したがって、今回の場合に28年度では、約1億1,000万を、翌年以降、これから長期的にわたって財源が不足したときに、それを取り崩しができるような基金に積み立てております。で、それ以外の残りの2分の1については、一般財源として28年度の予算の中で予算編成をしているという状況でございます。この辺が毎回いろんな部分で、今申し上げましたようなことでご質問を受けているので、1回、基本的な部分だけご理解していただかないとなかなか理解できないのかなということ、ルールに基づきますとそういうルールがございますので、そのルールに従って最終的には、全部集めて、100円からでも残った部分は全部集めて何千万も含めて、それを繰り越すという形になります。

それから、もう1点はこの細かく出てきてないんですけども、2億2,000万の中で、今度は、新しい29年度の予算を組みます。その時に、10分の10の補助であればいいんですけども、そうじゃない部分の補助金をいただいた部分に関しては、過年度還付金ということで、国と東京都に返納します。そういうお金も全部含まれております。ですから、27年度予算と28年度予算は、リンクしていると。毎年毎年予算が決算と予算はリンクしていくということをご理解いただければありがたいなというように思っております。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

1番木村圭委員。

○1番（木村 圭君） 木村です。今のお話はわかったんですけど、逆に不用額が多ければ多いほどいいということもないと思うんですけど、逆に増え過ぎて、都の方から、こんなに余るんだったら補助金、削ろうじゃないかという話にはならないんでしょうか。

○委員長（原島 幸次君） 加藤副町長。

○副町長（加藤 一美君） 木村委員のご質問にお答えします。

確かに余り不用額を余らせるということは、当町の場合には、国と東京都あわせて70%の財源を依存しております。そんな関係から、当然国都からは必要な財源を必要なだけ支援しているというのが原理原則ですので、これらにつきましては、実際東京都に対しましては、まだまだ当町は13の島を含めて13町村の中では基金が中ぐらいの積み立て規模な

んです。ですから、これも幾年も前から東京都にも十分にお願いをして訴えてきているんですけれども、下水道の完成が平成 27 年度、それ以降、少なくとも減債基金を 15 億円以上積んでおかないと、年度間における住民皆さんの福祉や教育費を削って、償還に回さなきゃいけないという事態が発生してきますので、これを見越して、東京都には重々お願いをして、確かに奥多摩町にあっては、13 の町村の中でも基金がある方ではないよねと。この部分については東京都も積極的に支援を、協力をするからということで、過去の財政資料等を見ていただくとわかりますけれども、それ以来、毎年 2 億 3 億円ずつ積み立てを順調にしてきております。現に 12 年前に河村町長が町長に就任したときには、全部の基金を集めても 8 億足らずでありましたけれども、恐らく、この年度末には、ちょっと 40 億に近づく、37 億ぐらいの基金には積み上がるかなというふうに思っていますけれども、その当時から考えれば 5 倍近く、基金が十分に積み上がっていきますけれども、今後、奥多摩町はかなり広いですから、生活館も 40 カ所ありますし、公共施設の役場も含めて老朽化をして、また今後発生するであろう首都直下、これらの地震にも備えていかなければなりませんし、公共も観光の基金も、十分に積んでいかなければならないなということを考えながら、含めて東京都にも常にそういう情報発信しております。

そんなことから、余り多くを残し過ぎますと、確かに、国でもこれだけは要らないだろ、東京都も少し補助金を下げてもいいだろうということになってきますけれども、この分、我々は今後も引き続き努力をしながら、不用額については、少しでも基金にまたあの次の年度の住民皆さんの福祉の向上のために使わせてもらいたいということを今後も引き続き、東京都に強く訴えてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

6 番石田芳英委員。

○6 番（石田 芳英君） 総括質問ということで、このたび平成 27 年度の決算審査意見につきまして、滝島代表監査委員さんと師岡監査委員さんの総括意見が、付されておりました。

この中で、4 点ばかり長期的な懸念っていうんでしょうかね、そういうものがおっしゃっておいりましたけれども、1 つ目としては、はとのす荘の固定費負担と、予測誤りによる経営の問題。2 つ目は援助支援に関する過剰給付の問題。3 つ目は町の将来の基幹産業である林業等に関して、C・W・ニコルさんが実践する森づくりへの提唱。4 点目は、越沢線林道の工事現場に関する指摘事項があったというふうに思います。この 4 項目が、将来的な展望を踏まえての懸念というような形だったかなと思うんですけども、もっとも、言うように監査委員さんの方は、監査意見は、帳簿を隅から隅までチェックして、また現場確認もこだわって、事実やデータに基づいてこのような総括意見が表明されるにいったものと思うと考えられますけれども、今回この総括意見は非常に重たいものだというように私自身は思いますけれども、この意見をどういうふうに受けとめ解釈されたかということと、長期的な問題ですので、今後どのように対応されるかということが、回答できる範

圏内で結構ですので、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（原島 幸次君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今回の決算審査に当たりまして、冒頭、私から全体的な監査委員の意見も含めて、私自身の考え方を述べさせていただきました。そういう点で、トータルのにはわかっていたんじゃないかなというふうに理解していたんですけども、なかなかわかっていただけないようでございますので、個々の問題は、これは1つの主観的な部分も含めましてあると思いますんで、余りどうかなというふうに思いますけれども、1点、国民宿舎の問題でございますけれども、意見の中で、国民宿舎の問題あるいはふれあい、子どもたちのいなか暮らし住宅の問題等々含めて、木を見て森を見ていただきたいというお話をさせていただきました。これは1つの例でございますけれども、この政策をやっていくときには、その政策がどの部分にやって政策をやっているのか、その政策を長期にわたってやっていく場合に、短期的な部分をというのはどうなのかなという問題提起を私どもからさせてもらいました。例えば、国民宿舎の問題でございますけれども、国民宿舎は昭和35年につくった老朽化した建物であります。それを5年間かけて、基本計画からずっとやってきて、そういう過去の経緯を含めていろんな問題を判断してもらいたいなというのが1つになります。

それから、もう1点は、多分国民宿舎はどのす荘は、ここ1年間赤字だと思います。しかし、奥多摩総合開発に委託をしているのは国民宿舎だけではなくて、総合開発自身に全部業務を委託している部分がたくさんございます。で、最終的には観光もいろいろなことも含めて、奥多摩総合開発が黒字であればいいわけですから。黒字であれば、町にとってはそこに雇用が生まれるという点も含めて、そういうふうになると思います。この議会が16日に閉会を迎えますけれども、そのときにもご説明があろうかと思っておりますけれども、ここ二十数年にわたって奥多摩総合開発は黒字です。それから、奥多摩総合開発から使用料をちゃんといただいております。毎年3,200万からいただいております。したがって、さっき言いましたように、木だけを見ていろんな判断をするのではなくて、ちゃんと全体の森を見て判断をしていただきたいという挨拶をさせていただきました。ぜひそういう意味では、石田委員がおっしゃいましたように、個々の問題についてももう少し深く考察していただき、そこにどういうものが秘められて、将来にわたってどういうことがあるんだということも考察してもらいたいなということで、冒頭に、代表監査委員の意見についてのトータルの意見として、僕はお話をさせてもらいました。これは、大変個々の問題をお互いにやるのは失礼な話でありますから、最後には代表監査委員、それから師岡議員が監査をしていただいたわけですから、私が冒頭挨拶の中で述べたようなことで総体的には理解していただければありがたいなというふうに思ったところでございます。したがって、今みたいに、個々の案件が出てくるのは、理解していないのかなということで、大変残念だと思っています。

○委員長（原島 幸次君） お諮りします。

会議の途中であります、ここで暫時休憩にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原島 幸次君) ご異議なしと認めます。よって午前 11 時 20 分から再開いたします。

午前 11 時 05 分 休憩

午前 11 時 20 分 再開

○委員長(原島 幸次君) 休憩前に引き続き、認定第 1 号の総括質疑を行います。質疑はございませんか。

2 番大澤由香里委員。

○2 番(大澤 由香里君) 質問ではありませんのでご答弁は必要ありませんが、平成 27 年度の決算についての意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、町税が減少する中、町長初め職員の皆さんの不断のご努力により、国や都からの交付金を増やし健全な財政運営を執行されていることに敬意を表したいと思います。

昨年の 12 月議会で申し上げましたように、マイナンバー制度については、町民にとってメリットがほとんどない一方余りにもリスクが大きく、自治体、事業者にとっても大きな負担となる制度であり、町民のプライバシーを重大な危険にさらす可能性も否めないものであることから、マイナンバー制度に付随した決算については、反対の立場であります。

しかしながら、全体として、第 5 期長期総合計画に掲げた少子化の解消、定住化の促進のための施策には賛成であり、特に 15 項目にわたる手厚い子育て支援策は、他市町村の議会でもたびたび取り上げられるほど先駆的なものであり、奥多摩町の大きな魅力となっております。

会計監査の審査報告のご意見に対し述べるのはどうかという今の町長のご意見もありましたが、私なりの意見を述べさせていただきたいと思います。

会計監査の審査報告のご意見の中に、若者の補助に対して甘やかしだ、心貧しい町民を生むとのご批判がありましたが、私はそうしません。安倍首相は、雇用者が増え、失業者が減っているアベノミクスの成果が出始めたと言っていますが、7 月の家計調査によると、二人以上の世帯で、1 世帯当たりの消費支出は前年同月比で実質 0.5%、物価上昇を織り込んだ名目でも、0.9%の減少です。家計の消費支出はうるう年だった 2 月を除けば、昨年 9 月以降連続して前年を下回っています。内訳は、被服や自動車関連費などが減少しており、家計の苦しいやりくりが明白です。家計の消費支出は長期にわたって落ち込みが続き、消費の冷え込みが深刻化しています。日本における一般的な所得の半分未満のお金で生活する相対的貧困世帯は、16%にも上ると言われています。特に若者の貧困が叫ばれる中、奥多摩町に住む多くの子育て世帯の方から、この手厚い施策は非常に助かる、ありがたいと喜ばれています。なぜ心が貧しくなると言われるのか理解に苦しむところです。

人は暮らしに余裕ができると、心が豊かになるものです。全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとうたった憲法 25 条と、住民の福祉の増進を図るといっ

た地方自治法の本旨に沿った町の役割を果たすためにも、非常に有効な政策だと思います。

また、いなか暮らし支援住宅についても、親の自立心をむしばみ、子どもの人格形成によくない影響を与えるのではないかというご意見がありました。町が住宅を提供することで町に住み、地域の活動にも参加し、税金も納めてくれ、また、消防団活動にも参加してくれています。親の自立心をむしばむどころか地域に貢献しようという気持ちや町への愛着心が芽生え、子どもにもいい影響を与えるのではないのでしょうか。実際、大加の住宅に入られた若いご夫婦は、地域の祭りの誘いにも快く受け応えてくれ、率先して手伝いなどやってくれました。PTAや地域の行事、先日の防災訓練にも参加しています。非常に人当たりもよく町の人選力に感心している次第です。空き家と土地を活用したこうした施策は、若者の定住を推進する有効な手だてとなっており、地域の活性化に結びつきます。

しかしながら、町民の中には、町が不動産化している、土地や家ばかり買ったりつくったりしているといった懸念の声も聞かれます。町民への周知、PRに努め、理解を図ることが重要です。もちろん監査委員の方の言われるように、人口流出、定住化を図るためにも、地場産業を興し将来に明るい希望を持てる町にするということも重要であり、同時に進めていくべき課題であると考えます。

そして、望むべくは、子育て支援同様に、高齢者支援も手厚くなってくれることです。決算報告を聞いて、高齢者の医療費助成も工面すればできるのではないかと思いましたが、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険など高齢者に保険料が重くのしかかり、生活を圧迫しつつあります。保険料を払うために、医者に行くのを我慢するといった本末転倒なことも起きています。2015年度会計では、大幅な値上げはなかったので安心しましたが、今後、政府は、財政難を理由に、利用者負担、サービス削減を国民に押しつけようとしています。具体的には、75歳以上の医療費窓口負担を2割に引き上げることや、介護保険の要介護1、2の保険外しなどを打ち出しています。

こうした、国が高齢者に厳しい政策を出してきたときに、町民の暮らしを守る立場から、少しでも高齢者の負担を減らすというのは、自治体の本来の役割ではないかと考えます。今後の国の動向に注視し、国に対して声を上げてほしいと切に願います。

以上、平成27年度の町の財政運営には、部分的には反対のものもありますが、総合的に見て、おおむね賛成でありますことを意見として述べさせていただきます。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

8番高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 私の方も、27年度の一般会計の方、決算の総括について意見を述べさせていただきます。ご答弁は結構です。

町の財政状況を見ますと、やはり自主財源が20%台ということで、依然として地方交付税、それから東京都の都支出金に依存している割合が高く、厳しい財政環境であります。そのような厳しい状況の中で、町では都営水道の一元化、西秋川衛生組合への加入、秋川流域斎場組合への加入、長期にわたる行政改革、また、東京都との信頼関係の構築、長年

にわたり、膨大な歳出の削減と財源確保に努めてきました。町長初め、職員の皆さんのご努力には、心より敬意を表したいと思います。

平成 27 年度は第 5 期長期総合計画がスタートした節目の年であり、また、町政施行 60 周年という年でもありました。限られた財源を、行政水準の向上と住民福祉の増進を図ることを目的に、財政運営を行ってきたと私は思っています。財政調整基金や減債基金を含めた基金全体は、昨年度約 2 億 2,700 万円ほどの積み増しができました。また、27 年度末には、全体で約 34 億 7,500 万円ほどの基金が積み立ててあります。また起債については、前年より 8.8%減額でき、約 24 億 8,100 万円となっています。

そして、それらの結果をもとに平成 27 年度も大きな事業を実施してくれました。例えば町の喫緊の課題であり、少子化、過疎化の解消のための子ども・子育て支援の拡充、若者住宅の整備、定住サポート制度の構築など、少子化・定住化対策の推進もますます加速しています。そして、町の観光の振興のために、昨年度ははとのす荘がオープンいたしました。また、教育関係では、教育環境の充実を図るために、奥多摩中学校が開校されました。また、生活環境や水源の水質保全のため、長年にわたり下水道整備が進められ、昨年度完了ということをお聞きしました。また、昨年度は、地域の活性化や地域消費の喚起のため、プレミアム商品券発行を初めとする地方創成事業なども実施されています。

もちろん、課題も山積みしていることは確かであります。その中で大きな課題を挙げさせていただきますと、1つは自主財源の確保、それから2つ目は少子化、過疎化の解消、それから3つ目としては地場産業の観光、林業の振興、ただ、いずれも短期間で解消するような課題ではないと私は思っています。5年あるいは10年、あるいはそれ以上かかる課題であると思っています。ですから短期的な視野に立った考えじゃなくて長期的な考えで取り組んでほしいと思っています。

また、来年度開校予定の日本語学校への協力支援も、重要な課題であると思います。先ほども、はとのす荘の経営状況についてね、いろいろ監査委員の方からもありましたけども、はとのす荘のオープンについては、我々議会も承認しています。そして1年目、まだ、収支決算報告等が16日にわかるわけですが、まだわかりませんから、何ともいえないんですけども、例えば、1年目赤字、2年目赤字ということであれば、それを黒字に変える、そういう取り組みを、町はもちろんですけども、我々議会も考えなきゃいけないかなというふうに思っています。

確かに、まだまだ課題もたくさんあるんですが、長期にわたる財政努力と経営努力によって、27年度も必要な事業、施策が順調に実施できたと思っています。そして、財政の健全化判断比率についても良好であるという報告を受けました。そういう意味から、27年度の一般会計の決算は、評価できると私は思っています。

最後になるんですが、これらの多くの課題を解消し、住みたい、住み続けたい町づくりの実現のために、町長を初め町職員の皆さんはもちろん、我々議会もそして、住民皆さんの協力も仰いで、全町一丸となった町づくりに邁進しなければならないと思っています。

以上で意見発表は終わりにいたします。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の総括質疑を終結します。

これより採決します。

日程第2 認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号 平成27年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入、歳出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

○委員長（原島 幸次君） 4番清水明委員。

○4番（清水 明君） 都民の森の会計の、5ページになります。

森の家の使用料、宿泊施設使用料。

既に、使用料あるいは使用者の減少という説明をいただいているんですけども、最近の傾向といたしますか、あの利用者の、こういったメニューが多いのか、あるいは少ないのかとかちょっとその辺の傾向だけでも教えていただければと思います。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 4番清水委員の都民の森の主な使用状況等につきましては、事務報告書の311ページの方に記載をしておりますが、この施設は林業体験を主とした施設でございます、屋外での活動が非常に多いということから、山のふるさと村、こちらについては、屋内でできるクラフト体験等、あるいは宿泊のキャンプ施設等があるのに対しまして、非常に天候の影響を受けやすいということで減少傾向がございます。こちらについてはさまざまな活動を行っておりまして、何とか利用者の増加を図りたいということで、昨年度も60事業を実施をするということにしておりましたが、4月29日から始まりまして7月30日までの間、天候不良等によりまして6回が中止にせざるを得なかったというようなことになっております。また、世代別に見てみますと、非常に60代が多いということで、会社を卒業された方がこちらに来てさまざまな林業であったりハイキングであったり、あるいは釣りの教室であったりということで活動しているところで若い世代が少ないというのが1つネックになってございます。リピーターは多いんですが、新しくここに来ていただけるお客さんというのがなかなか増えてこないというのも課題でございます、この辺を増やすためにまず1つ昨年度行ったものとしましては、森林保全交流会ということで、この施設以外でも、さまざまところで森林保全活動というのは行われて

います。町内ですと、一番代表的なのは多摩川水源森林隊、こちらの活動になるかと思いますが、こういったいろんなところで活動している団体が、一堂に会して意見交換をして新しい活動の方にも乗ってきてもらうというような事業がこの保全交流会の事業でございまして、交流の場所を都民の森に据えて2回ほど行わせていただいております。

そのような新しい事業も始めながら、またリピーターとあわせて、新規の方の獲得、これを目指していききたいと。さらには、山の日イベントの関係で、昨年度は11月に東京メトロポリタンマウンテンミーティングというのを実施しておりますが、こちらにも山のふるさと村、都民の森双方でPRブースを設けましてやっていたのですが、なかなかまだ、都民の森というと、檜原というふうに思う方が非常に多い状況でございまして、こういった中で、さらにPRを重ねていって、ここに誘客するための活動を促進していききたいというふうに思っておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第3 認定第2号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号 平成27年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入、歳出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

8番高橋邦男委員。

○8番（高橋 邦男君） 歳出の方なのですが、17ページをお願いします。

この中に、13、委託料があります。その中で、下から3行目、4行目両方ちょっと、見てください。

クラフトセンター管理運営業務委託、その下がキャンプ場及び園内の維持管理運営業務委託、この委託料とそれからもうちょっと下の19の方の補助金なのですが、ここでもクラフトセンター管理運営補助金、それから同じようにキャンプ場及び園内維持管理運営補助金ということで、クラフトセンターとキャンプ場関係で、委託料と下が補助金というのが出ています。この性質が多分違うと思うんですけどね、ちょっと教えてください。お願いします。

○委員長（原島 幸次君） 観光産業課長。

○観光産業課長（原島 滋隆君） 8番高橋委員の山のふるさと村のクラフトセンターキ

キャンプ場の委託料と補助金の性質の差ということの質問にお答えをさせていただきます。

この両施設とも、平成 25 年度まで、町が直接個人の方を雇用して事業を運営していたということで、町と個人とで契約を結んで年間賃金を決め、契約をしておりましたが、これを 26 年度から奥多摩地域振興財団と小河内振興財団の方へ委託をしようということになりました。理由につきましては、まず 1 つには年間雇用契約というのは、派遣職員や契約職員のような立場で、正規の職員という形にはなりません。これを両財団に預けることによって、そこで雇用していた人を両財団の職員にさせていただくということから、2 つの事業を区分してそれぞれ委託をしているところです。

そして、委託の内容と補助金の内容についてですが、業務委託の方、まずクラフトセンターにつきましては、奥多摩地域振興財団へ委託をしておりますけれども、こちらについては、ポスターですとかパンフレット等の印刷、それから、中にはさまざまな体験教室がございますので、この体験教室で使う、例えば粘土ですとか、木材ですとか、そば粉ですとか、こういったものの原材料の仕入れ、それからそれに伴う消耗品等の購入という、主に物品等にかかる部分を委託という形で実施をしております。

そして、補助金のほうですけれども、クラフトセンターの方には、財団の正規職員 5 人と、それから、季節的に繁忙期に頼んだりする臨時職員の方 3 名の賃金分を補助金という形で預けてあります。この区分けについてですけれども、一括の業務委託とした場合につきましては、この本来、これまでかかってなかった賃金について消費税が発生してくるという問題がございますので、区分することによって、賃金には消費税は本来発生しませんので、補助金という形で事業を実施するというので、こちらにつきましては、東京都の方にも、説明をさせていただいた上で理解をいただき、このような形で発注をさせていただいています。

それから、キャンプ場の方の委託でございますけれども、こちらにつきましては、同じく小河内振興財団へ委託をしておりますして、キャンプ場のほか、園内清掃、こちらをやっておりますので、それにかかってくる各種材料等、クラフトセンターの委託と同様な形の分を業務委託という形にし、キャンプ場及び園内清掃の方につきましては、正規職員は同じ 5 名ですけれども、臨時職員が 10 名、それから送迎車の運転業務もお願いをしておりますので、運転手 1 名と、あわせまして最大で 16 名分ということに、この補助金の方はなっております。

ということで、人件費にかかる部分を補助金、それ以外の運営にかかるものについて、業務委託という形で区分をさせて発注をさせていただいているところです。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第 3 号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第4 認定第3号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長(原島 幸次君) 起立多数であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に認定第4号 平成27年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入、歳出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

2番大澤由香里委員。

○2番(大澤 由香里君) 政府は低所得者が多い自治体に対する財政支援として2015年から1,700億円を投入しています。以前伺ったときには、27年度は、保険者軽減分が都が4分の3、町が4分の1の財源で、1,400万5,300円、保険者支援分が、国2分の1、都4分の1、町4分の1の負担割合で、822万8,177円とのことでした。この金額で、国保加入者の負担軽減に使われたのかどうか、報告書ではちょっとわからないので、説明をお願いいたします。

○委員長(原島 幸次君) 福祉保健課長。

○福祉保健課長(清水 信行君) 2番大澤由香里委員の国保保険者に対する低所得者の軽減策についてのご質問にお答え申し上げます。

今、おっしゃったのは、保険基盤安定の補助金のことだと思いますけれども、これは国、都、それぞれ、町も含めて、一般会計の方に繰り入れをして、個々会計に繰り出すものでございます。で、保険基盤の保険料軽減については、都道府県が4分の3、市町村が4分の1という負担でございます。で、保険者支援分につきましては、国が2分の1、都道府縣市町村がそれぞれ4分の1ずつの負担ということで、それぞれ性質が違いまして、保険料の軽減分につきましては、低所得者に対する保険料の軽減相当額を補填するという制度でございます。一方、その保険者支援分につきましては、相対的に、その市町村の被保険者の中で低所得者が多いという市町村に対しての補助ということで、今、大澤委員がおっしゃった国の施策としては、この保険者支援分というところに当たるものだというので、27年度は1,700億円が全国で補助をされているということでございます。

それが町の被保険者に対するどの程度の効果があるのかということでございますが、一般的に保険者支援分については軽減策に対する補助ということで、保険料の均等割りの7割、5割、2割の減額がございすけど、その部分に充てるということでございます。

具体的には、事務報告書の247ページ、④として保険料軽減世帯状況というふうに書いてございますが、この中で、医療分、後期高齢者支援分、介護分ということで、それぞれの軽減世帯数が出ておりますが、この部分が拡大されたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第5 認定第4号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第5号 平成27年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入、歳出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第6 認定第5号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号 平成27年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を、歳入、歳出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第6号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第7 認定第6号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号 平成27年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いての質疑を、歳入、歳出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

6番石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 11ページの事業明細、下水道事業費の奥多摩処理区の中の青梅第1-1処理分区工事負担金1,615万7,000余りが決算されておりますけども、この内容と今後こういうような負担金が出るのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（原島 幸次君） 地域整備課長。

○地域整備課長（須崎 政博君） 6番石田委員の質問にお答えいたします。

青梅処理区工事負担金につきましては、青梅市の御岳山入り口付近に大沢橋というのがございまして、その絡みの関係で、青梅市と奥多摩町で協定を結んでおりまして、その負担金でございます。また今後もその使用に当たっては、負担金が継続して行われるかと思っております。

以上です。

○委員長（原島 幸次君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第8 認定第7号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認定第8号 平成27年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についての質疑を、収入、支出を含めて一括して行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原島 幸次君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号の質疑を終結します。

これより採決します。

日程第9 認定第8号について、原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（原島 幸次君） 起立多数であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定議案の審査は、全て終了いたしました。

これにて、決算特別委員会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

午前 11 時 53 分 閉会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定により、ここに署名する。

決算特別委員会委員長